

第 6 5 号議案

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 2 9 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年八王子市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 7 条第 2 項に規定する通知）</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 1 9 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 1 9 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成30年3月31日までの子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育又は同法第29条第1項に規定する特定地域型保育の提供を求められた場合におけるこの条例による改正後の八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第8条（同条例第51条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。